

工事請負契約事項第25条第5項（単品スライド条項） の運用について

1. 単品スライドの概要 . . . 資料1

2. 単品スライド実施フロー . . . 資料2

3. 単品スライド運用要領
 - ・増額スライドの運用要領 . . . 資料3-1
 - ・減額スライドの運用要領 . . . 資料3-2

平成25年10月

令和4年7月 改正

秋田県建設部技術管理課

< 白紙 >

単品スライド条項の概要

※ 赤字箇所：令和4年7月29日改定

1. 単品スライド条項

工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となった時に、請負代金額の変更を請求することができる規定である。

2. 対象となる主要な工事材料と対象工事

(1) 主要な工事材料

「鋼材類」「燃料油」に分類される各材料（H型鋼、異形棒鋼、軽油など）及び、これ以外の主要な工事材料（アスファルト混合物など、以下「諸資材」という）。

基本的には下表を目安とする。

対象品目	対象資材	備考
鋼材類	形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、PC 鋼線、ライナープレート、鉄鋼二次製品、ガードレール、落石・雪崩防止材等	非鉄金属は含まない 賃料・損料も対象
燃料油	軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油	潤滑油は対象としない
骨材類	砂利、砂、栗石、砕石等	
コンクリート類	生コンクリート、モルタル、セメント、特殊コンクリート、コンクリート二次製品等（PHC 杭、ブロック類、L型擁壁、側溝類、蓋板類、フリーフォーム類、ボックスカルバート、集排水桝、推進管類、外圧管等）	
アスファルト混合物類	アスファルト混合物、ストレートアスファルト、アスファルト乳剤	
木材類	丸太材、杭材、角材、割材、板材、合板、松矢板等	
法面保護用材類	芝類、土壌改良材、繊維ネット、肥料等	
塗料類	錆止め塗料、シンナー、中塗・上塗塗料	
電気・通信用材類	電線・ケーブル類、安定器、ランプ、配線器具等	
塩ビ管類	塩ビビニル管類、ポリエチレン管、FRPM管、継手材等	

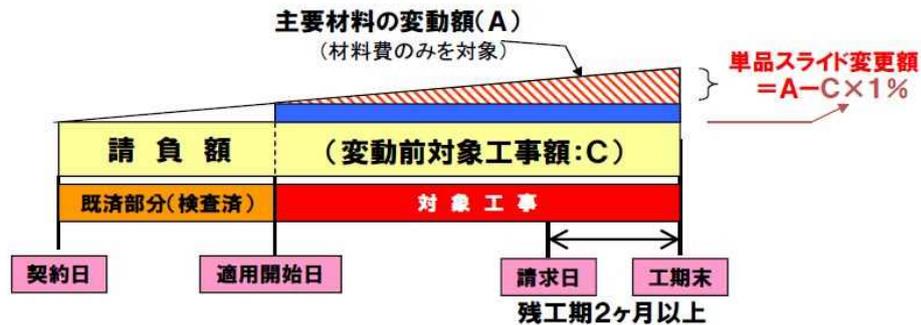
(2) 対象工事

- ・継続中の工事で、請求日から残工期が2ヶ月以上ある工事。
 - ・対象資材の価格変動額が、各対象品目ごとに請負代金額の1%以上変動する工事。
- (なお、部分払いなどの既済部分は対象外。)

※受注者からの請求には、証明書類の添付が必要。

※請求時点で最終的な総価が確定していない場合は、現請負金額で変動額を計算し、スライド対象となる可能性があれば請求可能。（概算スライド請求）

【単品スライドのイメージ図】



※適用開始（基準）は、基本的に契約日。既済部分（検査済）がある場合は、既済部分検査の翌日。

3. スライド額の計算で用いる単価

- ・現場に搬入された月の「実勢価格」と「個別の実取引価格（受注者の購入価格）」のどちらか変動額の小さい方とする。

ただし、実際の購入金額が「実勢価格」を上回る場合にあつて、購入実績を証明する書類に加え、受注者が対象材料について実際の購入金額が適当な金額であることを証明する書類を示し、適当であることが認められた場合に限り、実際の購入金額を用いてスライド額を算定することができる（スライド額算定の手順は【参考3】参照）。

※ 実勢価格とは、物価資料（建設物価、積算資料等の刊行物）に掲載されている価格の平均値を採用する。なお、原則として搬入した月の翌月の物価資料に掲載されている単価を採用する。

- ・複数回に分けて搬入した場合は、月毎の搬入単価で加重平均。なお、燃料油で月毎の搬入量が不明の場合は、工期中の各月の平均。
- ・増額スライドで当初積算が見積による資材の場合は、当初積算時の類似資材の物価変動率により算定した価格を実勢価格とする。
- ・減額スライドで当初設計が見積による資材の場合は、刊行物掲載の類似品の価格から積算時点と搬入時点とにおける価格比率を算出し、それを見積単価に乗じた金額を実勢価格とする。

4. スライド額の計算

スライド額算定の対象となる資材のスライド額については、次式により算定する。

- 【鋼材類】（各月の実勢価格－設計時点での実勢価格）×対象数量
- ＋）【燃料油】（各月の実勢価格－設計時点での実勢価格）×対象数量
- ＋）【諸資材】（各月の実勢価格－設計時点での実勢価格）×対象数量
- －） スライド前の請負代金額の1%相当額

スライド額

5. 市場単価・土木工事標準単価、施工パッケージ型積算における対応

- ・市場単価等については、数量を確認できる場合は対象となる。ただし、諸雑費などの率計上は対象としない。

- ・施工パッケージ型積算については、J A C I Cから出力される機労材集計リストの数量による。

6. スライド額の算定、設計書の作成方法

- ・スライド額の算定は、J A C I Cではなく運用要領に基づく様式（スライド変更額確認調書）にて算定する。
- ・スライド額の算定における金額の端数処理は1円単位とし、1円未満切り捨てとする。
※単品スライドは材料価格の変動分について行うもので、その変動に連動して諸経費の変更を行うものではないため、万円単位での切り捨てはしない。
- ・J A C I Cで作成した設計書の請負額とスライド額を合算する。
様式は運用要領（様式-S 7、様式-S 7'）による。

【参考1】 工事請負契約事項第25条抜粋

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適となった認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相應する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

全体スライド

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができ。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格が著しい変動を生じ、請負代金額が不適となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更請求することができる。

単品スライド

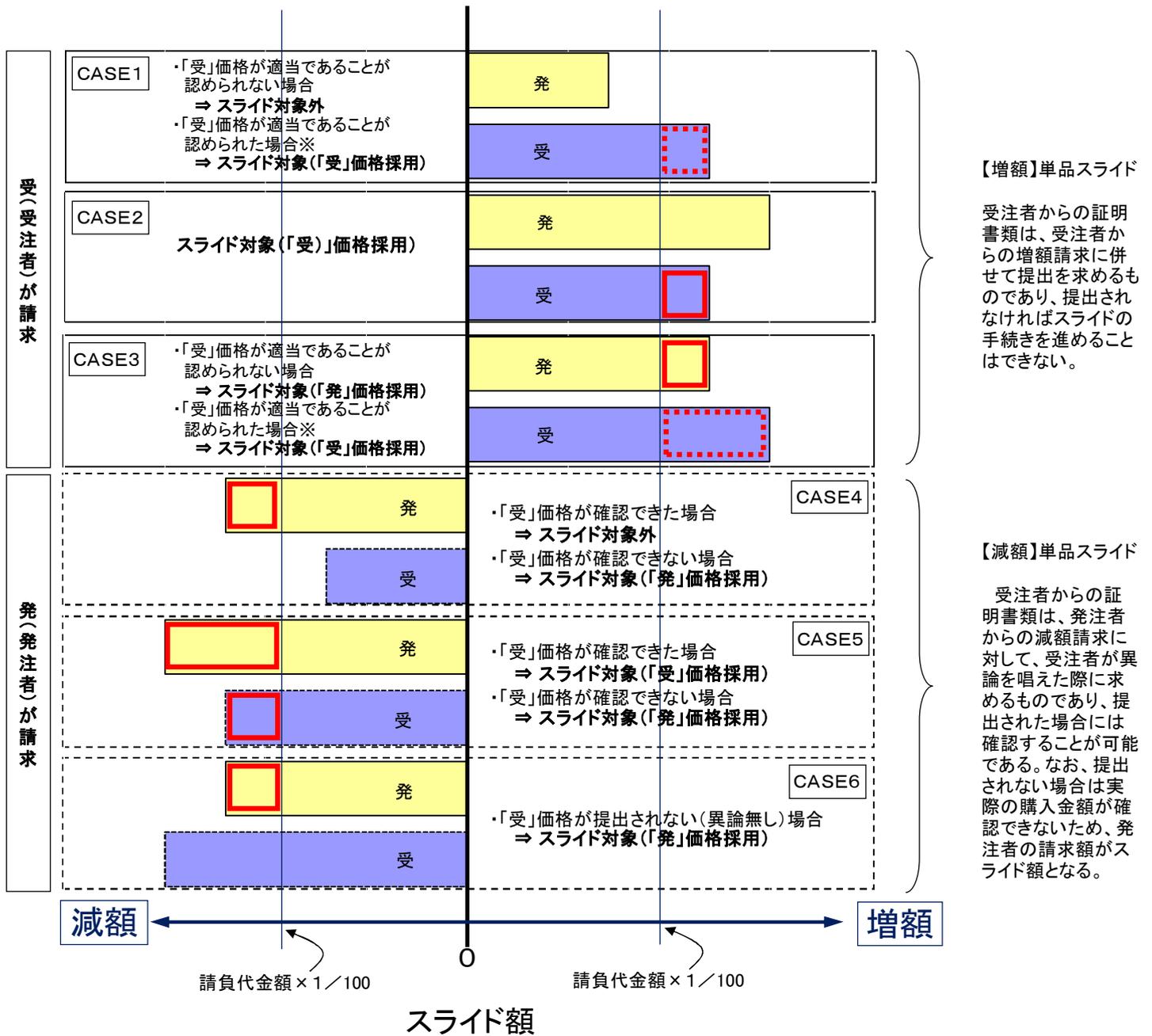
6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレ
スライド

7 第5項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

【参考2】 単品スライドの「増額」及び「減額」における考え方



凡 例

- 発 発注者の変動後の価格に基づく変動額
- 受 受注者の変動後の価格に基づく変動額
- スライド額（ | 変動額 | - 請負代金額 × 1 / 100 ）
- 実際の購入金額が適正であると認められた場合※のスライド額（ | 変動額 | - 請負代金額 × 1 / 100 ）

※ 受注者が対象資材について、実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、対象材料の搬入月等の月を証明する書類に加え、適当な購入金額であることを証明する書類を示し、発注者が適当な購入金額であると認めた場合。

参考3 スライド額算定の手順

1) 受注者からの申し出

- ・受注者は実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合は、対象品目及び対象材料を発注者に申し出るものとする。その際、受注者は対象材料毎に実際の購入金額の単価が実勢価格の単価（落札率考慮）を上回ることを確認するものとする。
- ・受注者から申し出があった場合、発注者は対象材料の当該地域における価格上昇の状況やその原因等について受注者から情報提供を求めるものとする。

2) 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類

- ・実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類は、購入実績を証明する書類に加え、原則として、当該地域での市場取引価格が確認できる2社以上の見積りとする。その際、実際の購入先の見積りは含まないものとする。

<見積りの留意事項>

- ・見積りの提出は、工期内の代表的な月（1ヶ月以上）とし、工事全期間の提出は要しない。
- ・見積りの有効期間は、実際の購入金額の単価と比較するため、実際に「現場に搬入された月もしくは購入した月」を含むものとする。
- ・地域条件や工事材料の性質等で購入先以外から見積りを徴することができない場合や、購入先を含まない見積りが1社となる場合は、当該材料の取扱業者等の所在地により近隣で対応可能な業者が限られることを確認したうえで、実際の購入先への注文時の見積りも含めるものとする。
（「近隣」については、生コンクリートを例にすると、日平均気温が25度以上の場合には運搬時間が1時間半以内の地域とする等、工事材料の性質に応じて設定する。）

3) 価格変動後の金額の算定

<第1段階>

- ・受注者から提出された見積りから地域の材料価格の傾向と実際の購入金額での検討を行うことの妥当性を確認する。
- ・具体的には、対象材料毎に実際の購入金額の単価と2社以上の見積り単価を比較し、実際の購入金額が最も安価であることを確認する。
- ・確認にあたっては、材料が現場に搬入された月もしくは材料を購入した月のうち、代表的な月（1ヶ月以上）の単価で確認する。
- ・第1段階において、実際の購入金額が最も安価であることを確認した材料は第2段階に移行する。実際の購入金額が最も安価とならない材料については、実勢価格にて価格変動後の金額を算定するものとする。

<第2段階>

- ・材料毎に工事全体期間を対象に実際の購入金額の単価と実勢価格の単価（落札率を考慮）を比較して実際の購入金額の妥当性を確認する。
- ・妥当性の目安は、実勢価格の単価（落札率を考慮）＋30%とする。

（確認時の留意事項）

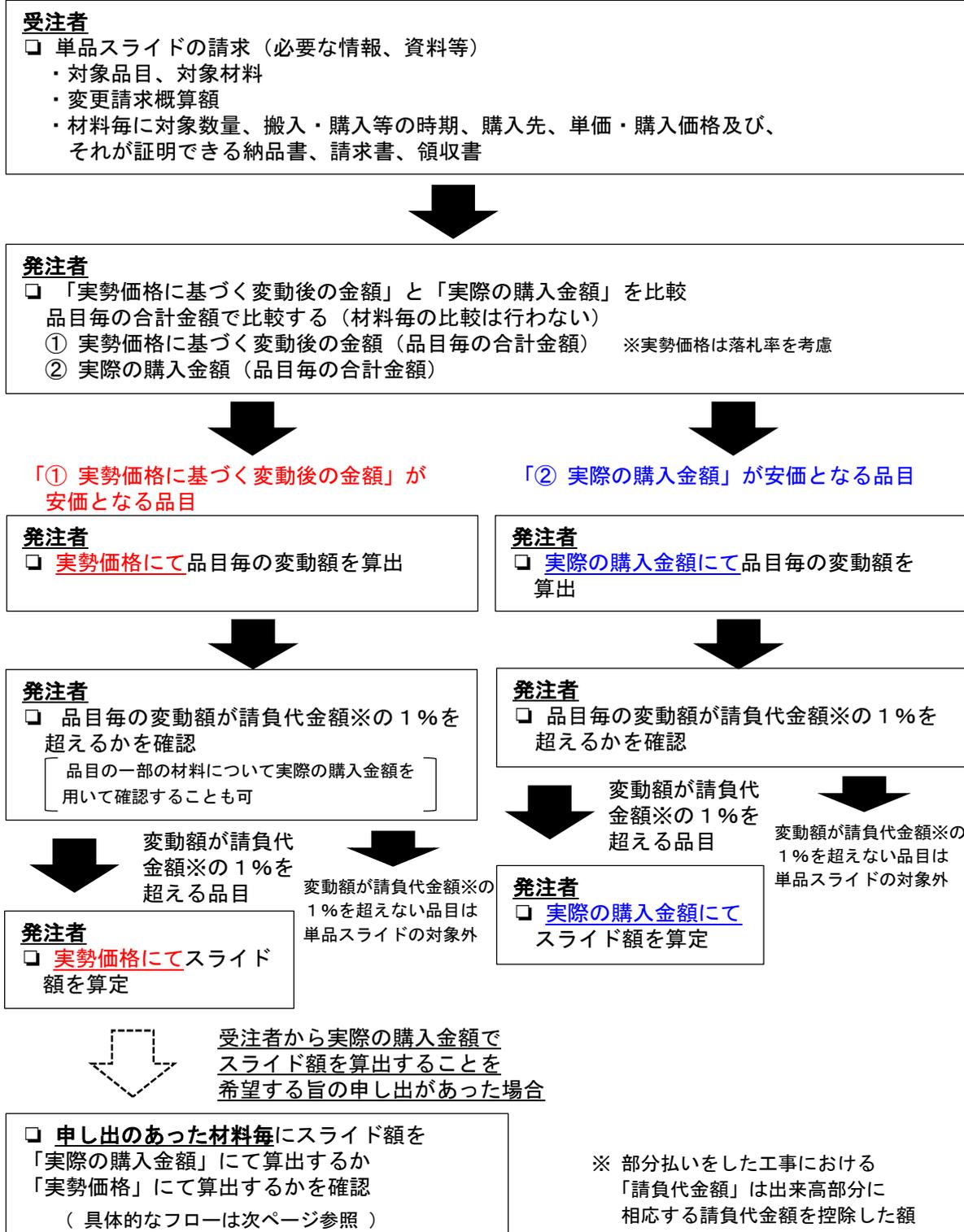
- ・複数の月に現場へ搬入・購入した場合の実勢価格の単価（落札率を考慮）は、各搬入月の単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。実際の購入金額の単価についても同様に購入単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。
- ・実勢価格の単価は以下のとおりとする。
 - ・鋼材類： 「現場に搬入された翌月」の物価資料の価格（落札率考慮）
 - ・燃料油： 「購入した月の翌月」の物価資料の価格（落札率考慮）
 - ・その他主要な工事材料： 鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については燃料油に準じる
- ・実際の購入金額の単価が、実勢価格の単価（落札率を考慮）＋30%以内である場合は、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致していると判断し、実際の購入金額にて価格変動後の金額を算定するものとする。
- ・なお、実勢価格の単価（落札率考慮）の＋30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、＋30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能とし、受注者から提出された証明書類の金額が実勢価格に対し大幅に乖離している場合は、発注者は特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認する。

（大幅に乖離している場合の確認時の留意事項）

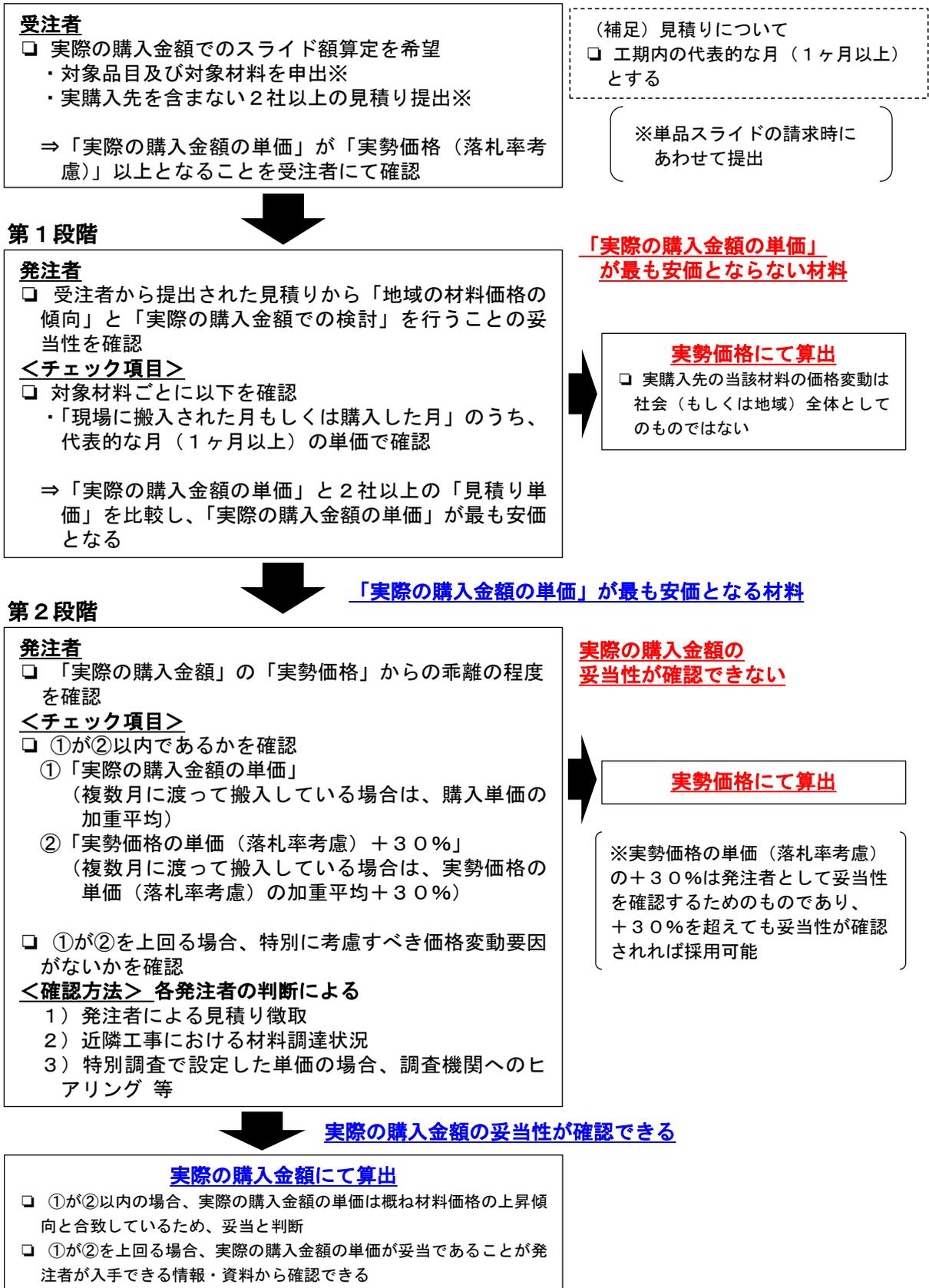
- ・発注者による見積りの徴取、近隣工事における材料の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせ等により、発注者が入手できる情報・資料から証明書類の金額の妥当性を確認するものとする。
- ・発注者による確認の結果、証明書類の金額の妥当性を確認できない場合は、実勢価格によりスライド変動額を算定するものとする。

単品スライド額算定の考え方 概略フロー

増額変更の場合の例



実際の購入金額の確認フロー



< 白紙 >

単品スライド実施フロー

契約事項第25条第5項
契約事項第25条第7項
契約事項第25条第8項

契 約

変更指示・協議等

受注者が
請求する場合

発注者が
請求する場合

変更指示数量等
の精算変更契約

7日
以内

請求日
＜受注者＞
様式-S 1

＜発注者＞
様式-S 1'

スライド額協議
開始日の通知
＜発注者＞
様式-S 2

スライド額協議開始
＜受注者＞
様式-S 3-1

＜発注者＞
様式-S 3' - 1

※請求額に対して
異論を唱える場合
＜受注者＞
証明様式-1'

14日
以内

スライド調書作成
＜発注者＞
様式-S 4

＜発注者＞
様式-S 4'

スライド額決定
＜発注者＞
様式-S 5

＜発注者＞
様式-S 5'

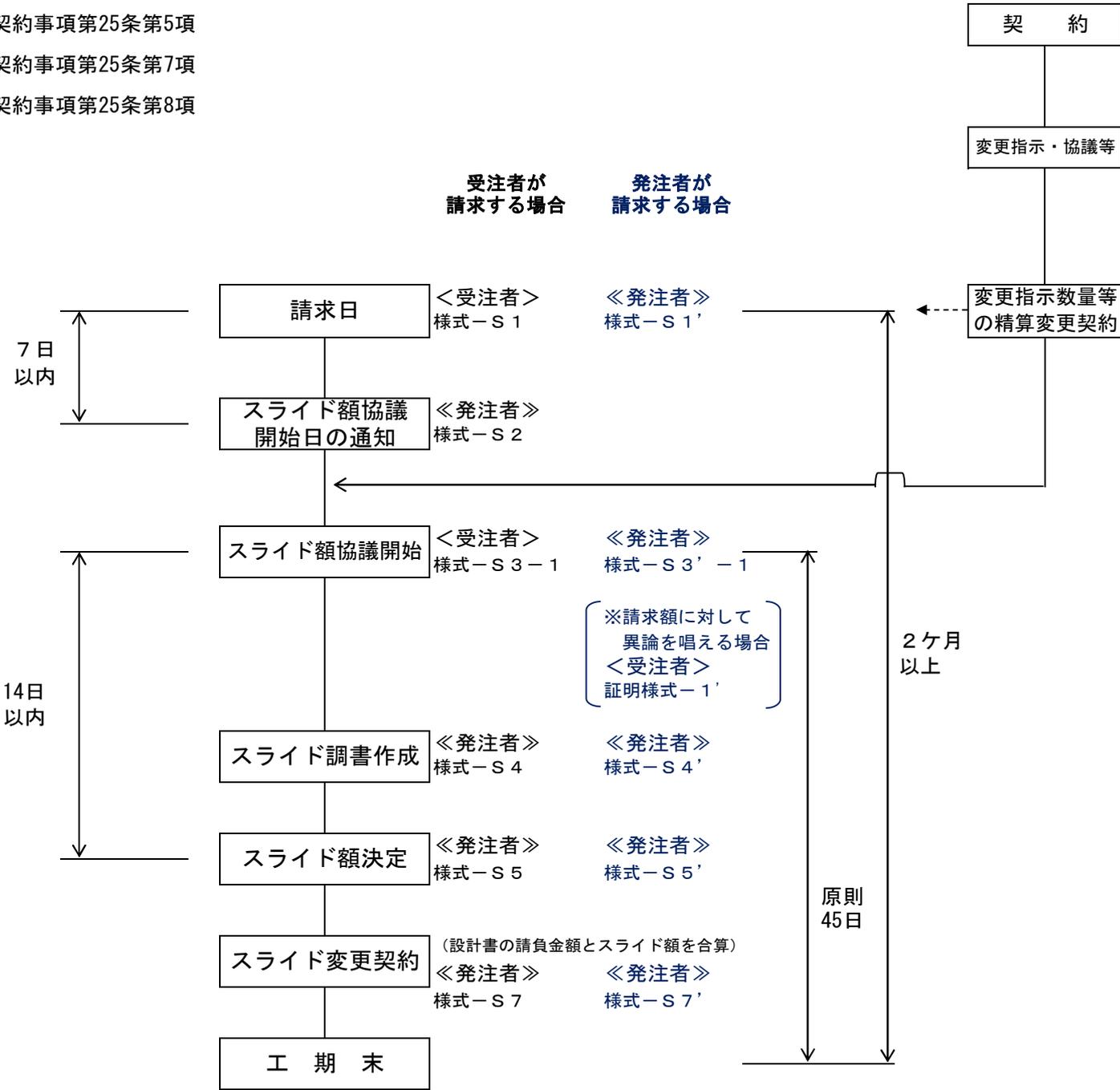
スライド変更契約
（設計書の請負金額とスライド額を合算）
＜発注者＞
様式-S 7

＜発注者＞
様式-S 7'

工 期 末

2ヶ月
以上

原則
45日



< 白紙 >

増額スライドの運用要領（単品スライド：秋田県版）

平成 20 年 7 月 3 日 制定
 平成 20 年 9 月 18 日 改正
 平成 25 年 10 月 24 日 改正
 令和 4 年 7 月 29 日 改正

1. 主要な工事材料

- (1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類、燃料油又はこれ以外の主要資材（以下、「諸資材」という）であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が、請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額}_{\text{鋼}} = M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$$

$$\text{変動額}_{\text{油}} = M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}$$

$$\text{変動額}_{\text{材}} = M_{\text{材}}^{\text{変更}} - M_{\text{材}}^{\text{当初}}$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材}}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (\text{消費税率} + 1)$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材}}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (\text{消費税率} + 1)$$

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材}}^{\text{変更}}$ ：価格変動後の鋼材類、燃料油又は諸資材の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材}}^{\text{当初}}$ ：価格変動前の鋼材類、燃料油又は諸資材の金額

p ：設計時点における鋼材類、燃料油又は諸資材に該当する各材料の単価

p' ：3. の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又は諸資材に該当する各材料の単価

D ：4. の規定に基づき鋼材類、燃料油又は諸資材に該当する各材料について算定した対象数量

k ：落札率

- (2) (1)に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の工事請負契約事項第 37 条第 3 項に規定する通知の書面において、6. の規定により、当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

2. スライド額の算定

- (1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1.の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類、燃料油又は諸資材に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初}) + (M_{油}^{変更} - M_{油}^{当初}) + (M_{材}^{変更} - M_{材}^{当初}) - P \times 1/100$$
$$M_{鋼}^{当初}, M_{油}^{当初}, M_{材}^{当初} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (\text{消費税率} + 1)$$
$$M_{鋼}^{変更}, M_{油}^{変更}, M_{材}^{変更} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (\text{消費税率} + 1)$$

S : スライド額

$M_{鋼}^{変更}$, $M_{油}^{変更}$, $M_{材}^{変更}$: 価格変動後の鋼材類、燃料油又は諸資材の金額

$M_{鋼}^{当初}$, $M_{油}^{当初}$, $M_{材}^{当初}$: 価格変動前の鋼材類、燃料油又は諸資材の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 3.の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 4.の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 1.に規定する請負代金額

- (2) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類、燃料油又は諸資材の各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が(1)の $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材}^{変更}$ を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{鋼}^{変更}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、(1)の $M_{油}^{変更}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、(1)の $M_{材}^{変更}$ に代えて受注者の諸資材の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

- (3) 実際の購入金額が(1)の $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材}^{変更}$ を上回る場合にあっては、受注者が対象材料について、5.(1)に規定する書類に加え、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{鋼}^{変更}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、(1)の $M_{油}^{変更}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、(1)の $M_{材}^{変更}$ に代えて受注者の諸資材の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する

- (4) (2)及び(3)の「受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

- ① 5.の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4.に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入した際の代金額。
- ② 5.の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4.に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに受注者が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。
- ③ 燃料油に該当する各対象材料について、5.(4)の規定により、主たる用途以外

の用途に用いた数量を4.の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3.(1)②ロの平均価格を乗じて得た金額。

- (5) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

このことから、スライド額算定における金額の端数処理は、1円単位とし、1円未満は切り捨てる。

3. 価格変動後における単価の算定方法

- (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 (p') は、次に定めるとおりとする。

① 鋼材類及びその他諸資材

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。

② 燃料油

イ 各対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

ロ 各対象材料のうち、5.(4)の規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても4.の対象数量とすることとしたものにあつては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

- (2) (1)①、②イに規定する各対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、工事請負契約事項第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

4. 対象数量の算出方法

- (1) スライド額の算定の対象とする数量 (D)（以下「対象数量」という。）は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

- ① 設計図書（営繕工事にあつては、内訳明細書。以下同じ。）に記載された数量があるときは、当該数量
- ② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量（営繕工事にあつては、内訳明細書に一式で計上されている工種や複合単価の場合、「公共建築工事標準歩掛（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」等で鋼材の使用量が特定できるもの）
- ③ その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの

(2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、6. に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

5. 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認

- (1) 受注者が単品スライド条項の適用を請求したときは、受注者に対し、受注者が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。
- (2) 受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。
- (3) (1)の規定にかかわらず、鋼材類については、当該対象材料を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は搬入等した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあつては、各搬入等の月の実勢価格を搬入等の月ごとの搬入等数量で加重平均した価格）を用いてスライド額を算定することができる。
- (4) (1)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても4. の対象数量とすることができる。

6. 部分払時の取扱い

工事請負契約事項第 37 条第 3 項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、当該通知を行う書面に、部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

7. 部分引渡し

工事請負契約事項第 38 条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、原則として単品スライド条項を適用することができない。但し、部分引き渡しを行う「指定部分」について、受注者側から単品スライド適用の請求対象としたい旨の要請がある場合、引き渡し期限までに協議が整えば、「指定部分」についても単品スライド条項の協議の対象とすることができるものとする。

8. 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が 2 月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (2) (1)に規定する請求があったときは、工事請負契約事項第 25 条第 8 項の規定に基づき、受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から 45 日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日から 7 日以内に受注者に通知するものとする。
- (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。ただし、維持工事で年度ごとに完済部分検査を行うものについては、各年度末に行うものとする。この場合において、(1)中「残工期」とあるのは「当該年度末までの工期」と、(2)中「工期末」とあるのは「当該年度末」と読み替えるものとする。
- (4) スライド額は、請負代金額に加算するものとする。

9. 全体スライドを行う場合の特則

工事請負契約事項第 25 条第 1 項から第 4 項までの規定(以下「全体スライド条項」という。)を適用して請負代金額を変更した契約については、1. (1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時

点における鋼材類、燃料油又は諸資材に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類、燃料油又は諸資材に該当する各材料の単価（工事請負契約事項第 25 条第 3 項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、2. (1) 中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（工事請負契約事項第 25 条第 3 項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から工事請負契約事項第 25 条第 3 項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0 とする。））」とする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

秋田県知事 〇〇 〇〇 様

又は

〇〇地域振興局長 〇〇 〇〇 様

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
(株)〇〇建設 〇〇支店
氏 名 支店長 〇〇 〇〇

物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う工事請負契約書
第25条第5項の適用について(協議)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで請負契約を締結した、〇〇〇〇工事 工事番号〇〇〇〇に
ついて、物価の変動に伴い、請負代金額の変更を請求したく工事請負契約書第25条第5項
の規定に基づき協議をお願いします。

記

1. 請負代金額 ￥ 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇-

2. 工 期 令和〇〇年〇〇月〇〇日から
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

3. 請負代金額の変更を求める資材等
【請求する資材を具体的に記載】

4. 添付書類 ①スライド変更額確認調書
②請負代金額の変更の対象材料証明書 [証明様式－1]
③各種資機材の材料証明書 [証明様式－2]

入力

受注者作成
様式-S1に添付

スライド変更額確認調書

〇〇〇〇工事 工事番号〇〇〇〇

請負額(税込) : 109,725,000

予定価格(税込) : 115,500,000

資材名	規格	購入年月	単位	変動前資材価格			既済部分		変動後資材価格			摘要
				数量 ①	単価 ②	金額 ③=①×②	数量 ④	金額 ⑤=④×②	数量 ⑥=①-④	単価 ⑦	金額 ⑧=⑥×⑦	
溝形鋼	[125×65×6 SS400	R3年5月	t	20.000	76,000	1,520,000		0	20.000	80,000	1,600,000	
		R3年6月	t	80.000	76,000	6,080,000		0	80.000	83,000	6,640,000	
		R3年7月	t	100.000	76,000	7,600,000		0	100.000	85,000	8,500,000	
等辺山形鋼	L50×50×6 SS400	R3年6月	t	50.000	148,000	7,400,000		0	50.000	170,000	8,500,000	
		R3年7月	t	45.000	148,000	6,660,000		0	45.000	175,000	7,875,000	
		R3年8月	t	20.000	148,000	2,960,000		0	20.000	180,000	3,600,000	見込
平鋼	FB50×6 SS400	R3年7月	t	23.000	75,000	1,725,000		0	23.000	80,000	1,840,000	
		R3年8月	t	15.000	75,000	1,125,000		0	15.000	82,000	1,230,000	見込
				35,070,000			0		39,785,000			

設計年月時点
の単価

実際に購入
した金額

⑨変動対象数量の変動前価格計=(③-⑤)×消費税率	
(35,070,000 - 0) × 110 / 100	= 38,577,000 一円未満切り捨て
⑩変動対象資材価格計=⑧×消費税率	
39,785,000 × 110 / 100	= 43,763,500 一円未満切り捨て
鋼材類の変動額=⑩-⑨ = 5,186,500	
請負額 1% = 1,097,250 一円未満切り捨て	
鋼材類に関して、変動額が、請負額の1%以上のため協議対象。	

請負代金額の変更の対象材料証明書

発注者

様

請負者

商号又は名称

代表者氏名

請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、下記のとおり資料を提出します。

工 事 名 ○○○○工事 工事番号○○○○

記

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入先	購入年月	使用した建設機械名	備考
記載例								
軽油	1・2号	L	5.000	90	四国石油	R3年4月	バックホー 0.6	現場内重機
軽油	1・2号	L	10.000	100	四国石油	R3年5月	バックホー 0.6	現場内重機
軽油	1・2号	L	15.000	110	四国石油	R3年6月	バックホー 0.6	現場内重機
軽油	1・2号	L	14.000	120	四国石油	R3年7月	バックホー 0.6	現場内重機
軽油	1・2号	L	5.000	130	四国石油	R3年8月	バックホー 0.6	現場内重機
軽油	1・2号	L	3.500	140	四国石油	R3年9月	バックホー 0.6	現場内重機
軽油	1・2号	L	2.000	150	四国石油	R3年10月	バックホー 0.6	現場内重機
軽油	1・2号	L	1.000	160	四国石油	R3年11月	15t ブル	現場内重機
		計	46.500					

(注)

1. 購入単価、購入数量等については、その内容を証明する資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。
3. 対象材料の燃料油について、全てを証明する書類の提出が出来ない場合は、監督職員と協議するものとする。
4. 注1の証明資料に不備があり、対象材料の確認が出来ない場合は、請負代金額の変更（単品スライド条項の適用）は出来ない。

<様式－S 2 >

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(株) 〇〇建設 〇〇支店 様

秋田県知事 〇〇 〇〇
又は

〇〇地域振興局長 〇〇 〇〇

物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う工事請負契約事項
第 25 条第 5 項の適用について(通知)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで協議のあった標記については、工事請負契約事項第 2 5 条
第 8 項の規定に基づき、スライド額協議開始日を下記のとおり通知します。

記

1. スライド協議開始日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

秋田県知事 〇〇 〇〇 様

又は

〇〇地域振興局長 〇〇 〇〇 様

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
(株)〇〇建設 〇〇支店
氏 名 支店長 〇〇 〇〇

請負代金額の変更について(協議)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで協議した標記について、工事請負契約事項第25条7項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇工事 工事番号〇〇〇〇
2. 協 議 額 増額 ￥ 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税込み)
3. 確 認 調 書 別紙のとおり
4. そ の 他

入力

受注者作成
様式-S3-1に添

スライド変更額確認調書

〇〇〇〇工事 工事番号〇〇〇〇

請負額(税込) : 109,725,000

予定価格(税込) : 115,500,000

資材名	規格	購入年月	単位	変動前資材価格			既済部分		変動後資材価格			摘要
				数量 ①	単価 ②	金額 ③=①×②	数量 ④	金額 ⑤=④×②	数量 ⑥=①-④	単価 ⑦	金額 ⑧=⑥×⑦	
溝形鋼	[125×65×6 SS400	R3年5月	t	20.000	76,000	1,520,000		0	20.000	80,000	1,600,000	
		R3年6月	t	80.000	76,000	6,080,000		0	80.000	83,000	6,640,000	
		R3年7月	t	100.000	76,000	7,600,000		0	100.000	85,000	8,500,000	
等辺山形鋼	L50×50×6 SS400	R3年6月	t	50.000	148,000	7,400,000		0	50.000	170,000	8,500,000	
		R3年7月	t	45.000	148,000	6,660,000		0	45.000	175,000	7,875,000	
		R3年8月	t	20.000	148,000	2,960,000		0	20.000	180,000	3,600,000	
平鋼	FB50×6 SS400	R3年7月	t	23.000	75,000	1,725,000		0	23.000	80,000	1,840,000	
		R3年8月	t	15.000	75,000	1,125,000		0	15.000	82,000	1,230,000	
				35,070,000			0		39,785,000			

設計年月時点
の単価

実際に購入
した金額

⑨変動対象数量の変動前価格計=(③-⑤)×消費税率	
(35,070,000 - 0) × 110 / 100	= 38,577,000 一円未満切り捨て
⑩変動対象資材価格計=⑧×消費税率	
39,785,000 × 110 / 100	= 43,763,500 一円未満切り捨て
鋼材類の変動額=⑩-⑨ = 5,186,500	
請負額 1% = 1,097,250 一円未満切り捨て	
鋼材類に関して、変動額が、請負額の1%以上のため協議対象。	

令和〇〇年〇〇月〇〇日

秋田県知事 〇〇 〇〇 様

又は

〇〇地域振興局長 〇〇 〇〇 様

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
(株)〇〇建設 〇〇支店
氏 名 支店長 〇〇 〇〇

物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う工事請負契約事項
第 25 条第 5 項の取り下げについて(通知)

工事請負契約書 25 条第 5 項の適用について、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで協議をお願いしておりましたが、下記により取り下げることとしましたので通知します。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇工事 工事番号〇〇〇〇
2. 取り下げの理由
3. そ の 他

部長	次長	課長	総括監督員	主任監督員	監督員

スライド調書

工事名・工事番号		〇〇〇〇工事 工事番号〇〇〇〇
工 期		自) 令和 年 月 日 至) 令和 年 月 日
①	変動額(鋼材類) (消費税相当額含む)	2,777,040 円
	変動額(燃料油) (消費税相当額含む)	円
	変動額() (消費税相当額含む)	円
②	請負額の1%相当額	1,097,250 円
スライド額(S)=①-② (消費税相当額含む)		1,679,790 円

:入力

発注者作成
様式-S4に添付

スライド変更額確認調査

〇〇〇〇工事 工事番号〇〇〇〇

請負額(税込) : 109,725,000

予定価格(税込) : 115,500,000

資材名	規格	購入年月	単位	変動前資材価格			既済部分		変動後資材価格						摘要
				数量 ①	単価 ②	金額 ③=①×②	数量 ④	金額 ⑤=④×②	A : 実際に入りました金額			B : 実勢価格で算定した金額			
									数量 ⑥A=①-④	単価 ⑦A	金額 ⑧A=⑥A×⑦A	数量 ⑥B=①-④	単価 ⑦B	金額 ⑧B=⑥B×⑦B	
溝形鋼	[125×65×6 SS400	R3年5月	t	290.000	76,000	15,200,000		0	20.000	80,000	1,600,000	20.000	77,000	1,540,000	
		R3年6月	t						80.000	83,000	6,640,000	80.000	80,000	6,400,000	
		R3年7月	t						100.000	85,000	8,500,000	100.000	83,000	8,300,000	
等辺山形鋼	L50×50×6 SS400	R3年6月	t	115.000	148,000	17,020,000		0	50.000	170,000	8,500,000	50.000	150,000	7,500,000	
		R3年7月	t						45.000	175,000	7,875,000	45.000	170,000	7,650,000	
		R3年8月	t						20.000	180,000	3,600,000	20.000	175,000	3,500,000	
平鋼	FB50×6 SS400	R3年7月	t	38.000	75,000	2,850,000		0	23.000	80,000	1,840,000	23.000	78,000	1,794,000	
		R3年8月	t						15.000	82,000	1,230,000	15.000	78,000	1,170,000	
計						35,070,000		0			39,785,000			37,854,000	

当初設計数量・単価

受注者の請求金額(様式-S1
又は様式-S3-1添付の調査)

④変動対象数量の変動前価格計 = (③-⑤) × 落札率 × 消費税
(35,070,000 - 0) × 0.9500 × 110 / 100
= 36,648,150 一円未満切り捨て

A : 実際に入りました金額

⑩A変動対象資材価格計 = ⑧B × 消費税	※実際に入りました金額には落札率をかけた
39,785,000 × 110 / 100	
= 43,763,500 一円未満切り捨て	

B : 実勢価格で算定した金額

⑩B変動対象資材価格計 = ⑧B × 落札率 × 消費税	※実際に入りました金額を実勢価格とした部分には落札率をかけた
37,854,000 × 0.9500 × 110 / 100	
+ 0 × 110 / 100	
= 39,557,430 一円未満切り捨て	購入金額を実勢単価とした金額

採用金額

⑩ 39,557,430	※AがBを下回る場合はAを採用
--------------	-----------------

鋼材類の変動額 = ⑩ - ④ = 2,909,280 ...⑪	一円未満切り捨て
請負額 1% = 1,097,250 ...⑫	一円未満切り捨て

鋼材類に関して、変動額が請負額の1%以上のためスライド対象。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(株) 〇〇建設 〇〇支店 様

秋田県知事 〇〇 〇〇
又は

〇〇地域振興局長 〇〇 〇〇

請負代金額の変更について(通知)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで協議のあった標記については、以下の協議額となりましたので通知します。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇工事 工事番号〇〇〇〇

2. 協 議 額 増額 ¥ 〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇,〇〇〇,〇〇〇円

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(株) 〇〇建設 〇〇支店 様

秋田県知事 〇〇 〇〇
又は

〇〇地域振興局長 〇〇 〇〇

検 査 結 果 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に実施した下記工事の既済部分検査の結果、既済部分を確認したので、契約事項第37条第3項に基づき通知します。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇工事 工事番号〇〇〇〇

なお、当該既済部分は工事請負契約事項第25条第5項の適用対象とする。

設計書	部長	次長	課長	班長					検算	担当
-----	----	----	----	----	--	--	--	--	----	----

設計書請負額及びスライド額 合算設計書

年 度：令和4年度

工事番号：〇〇〇〇

〇〇〇〇工事

第〇回変更設計書

設計書請負額 109,725,000 円 ※設計書の請負金額を記載

スライド額 1,679,790 円 ※スライド調書のスライド額を記載

請負金額合計 111,404,790 円 ※設計書請負額+スライド額

(添付書類：設計書、スライド調書)

< 白紙 >

減額スライドの運用要領（単品スライド：秋田県版）

平成 21 年 2 月 18 日 制定

平成 25 年 10 月 24 日 改正

令和 4 年 7 月 29 日 改正

1. 主要な工事材料

- (1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類、燃料油又はこれ以外の主要資材（以下、「諸資材」という）であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が、請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額}_{\text{鋼}} = M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$$

$$\text{変動額}_{\text{油}} = M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}$$

$$\text{変動額}_{\text{材}} = M_{\text{材}}^{\text{変更}} - M_{\text{材}}^{\text{当初}}$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材}}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (\text{消費税率} + 1)$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材}}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (\text{消費税率} + 1)$$

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材}}^{\text{変更}}$: 価格変動後の鋼材類、燃料油又は諸資材の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材}}^{\text{当初}}$: 価格変動前の鋼材類、燃料油又は諸資材の金額

p : 設計時点における鋼材類、燃料油又は諸資材に該当する各材料の単価

p' : 3.の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又は諸資材に該当する各材料の単価

D : 4.の規定に基づき鋼材類、燃料油又は諸資材に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

- (2) (1) に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の工事請負契約事項第 37 条第 3 項に規定する通知の書面において、6. の規定により、当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

2. スライド額の算定

(1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1.の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類、燃料油又は諸資材に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初}) + (M_{油}^{変更} - M_{油}^{当初}) + (M_{材}^{変更} - M_{材}^{当初}) + P \times 1/100$$

$$M_{鋼}^{当初}, M_{油}^{当初}, M_{材}^{当初} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (\text{消費税率} + 1)$$

$$M_{鋼}^{変更}, M_{油}^{変更}, M_{材}^{変更} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (\text{消費税率} + 1)$$

S : スライド額

$M_{鋼}^{変更}, M_{油}^{変更}, M_{材}^{変更}$: 価格変動後の鋼材類、燃料油又は諸資材の金額

$M_{鋼}^{当初}, M_{油}^{当初}, M_{材}^{当初}$: 価格変動前の鋼材類、燃料油又は諸資材の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 3.の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 4.の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 1.に規定する請負代金額

(2) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を示して5.（1）により異論を申し立てた場合であって、これら実際の購入金額が2.（1）の $M_{変更}$ を上回り、かつ証明書によって適当な購入金額であると認められる場合にあっては、2.（1）の規定にかかわらず、2.（1）の $M_{変更}$ に代えて受注者の実際の購入金額を用いて、2.（1）の算式によりスライド額を算定する。

(3) (2)の「受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

① 5.の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が、4.に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入した際の代金額。

② 5.の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が、4.に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに受注者が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。

③ 燃料油に該当する各対象材料について、5.（3）の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4.の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3.（1）②の平均価格を乗じて得た金額。

(4) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

このことから、スライド額の算定における金額の端数処理は1円単位とし、1円未満切り捨てとする。

3. 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 (p') は、次に定めるとおりとする。

① 鋼材類及びその他諸資材

施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。

② 燃料油

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

なお、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断できる場合は、搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。

4. 対象数量の算出方法

(1) スライド額の算定の対象とする数量 (D)（以下「対象数量」という。）は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

① 設計図書（営繕工事にあつては、数量書。以下同じ。）に記載された数量があるときは、当該数量。

② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量。

③ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油等については、発注者の積算において使用材料一覧表として集計された数量とする。

(2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、6. に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1) に規定する

数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

5. 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認

- (1) 発注者が算定したスライド額に対し、受注者が異論を申し立てたときは、受注者に対し、受注者が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。
- (2) 受注者が（1）の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について（1）に規定する事項を確認できない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。
- (3) （1）の規定にかかわらず、鋼材類については、当該対象材料を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は搬入等した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあっては、各搬入等の月の実勢価格を搬入等の月ごとの搬入等数量で加重平均した価格）を用いてスライド額を算定することができる。
- (4) （1）の規定にかかわらず、燃料油等に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても4.の対象数量とすることができる。

6. 部分払時の取扱

工事請負契約事項第37条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、当該通知を行う書面に、部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

7. 部分引渡し

工事請負契約事項第 38 条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。但し、今後部分引き渡しを行う「指定部分」については、単品スライド条項の協議対象とする。

8. 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が 2 月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (2) (1) に規定する請求を行ったときは、工事請負契約事項第 25 条第 8 項の規定に基づき、受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から 45 日前の日」と定め、これを (1) の請求を行った日から 7 日以内に受注者に通知するものとする。
- (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。ただし、維持工事で年度ごとに完済部分検査を行うものについては、各年度末に行うものとする。この場合において、(1) 中「残工期」とあるのは「当該年度末までの工期」と、(2) 中「工期末」とあるのは「当該年度末」と読み替えるものとする。

9. 全体スライドを行う場合の特則

工事請負契約事項第 25 条第 1 項から第 4 項までの規定(以下「全体スライド条項」という。)を適用して請負代金額を変更した契約については、1. (1) 中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における各材料の単価」とあるのは「設計時点における各材料の単価（工事請負契約事項第 25 条第 3 項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、2. (1) 中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（工事請負契約事項第 25 条第 3 項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から工事請負契約事項第 25 条第 3 項の変動後残工事代金額を控除した額(同項の基準の日以降については、0 とする。）」とする。

入力

発注者作成
様式-S1'に添付

スライド変更額確認調書

〇〇〇〇工事 工事番号〇〇〇〇

請負額(税込) : 34,020,000

予定価格(税込) : 37,800,000

資材名	規格	購入年月	単位	変動前資材価格			既済部分		変動後資材価格			摘要
				数量 ①	単価 ②	金額 ③=①×②	数量 ④	金額 ⑤=④×②	数量 ⑥=①-④	単価 ⑦	金額 ⑧=⑥×⑦	
軽油	除雪グレーダー 4.0m級 貸与	R4年1月	ℓ	4,800	144	691,200			4,800	108	518,400	15ℓ/h
	除雪ドーザー 13t 委託	R4年1月	ℓ	1,280	144	184,320			1,280	108	138,240	16ℓ/h
	除雪グレーダー 4.0m級 委託	R4年1月	ℓ	1,760	144	253,440			1,760	108	190,080	22ℓ/h
	除雪トラック 7.0t 貸与	R4年1月	ℓ	1,440	144	207,360			1,440	108	155,520	18ℓ/h
	ロータリー除雪車 400PS 貸与	R4年1月	ℓ	2,800	144	403,200			2,800	108	302,400	35ℓ/h
	ロータリー除雪車 250PS 貸与	R4年1月	ℓ	2,000	144	288,000			2,000	108	216,000	25ℓ/h
	排雪用タンクトラック 10t 委託	R4年1月	ℓ	1,440	144	207,360			1,440	108	155,520	12ℓ/h
	除雪用バックホ 0.4m3 委託	R4年1月	ℓ	258	144	37,152			258	108	27,864	4.3ℓ/h
	ロータリー除雪車 80PS 委託	R4年1月	ℓ	1,376	144	198,144			1,376	108	148,608	8.6ℓ/h
	ロータリー除雪車 40PS 委託	R4年1月	ℓ	640	144	92,160			640	108	69,120	4.0ℓ/h
	ハンドガイト 30PS 委託	R4年1月	ℓ	624	163	101,712			624	120	74,880	7.8ℓ/h
	ロータリー除雪車 80PS 貸与	R4年1月	ℓ	688	144	99,072			688	108	74,304	8.6ℓ/h
						2,763,120					2,070,936	

⑨変動対象数量の変動前価格計=(③-⑤) × 落札率 × 消費税率
(2,763,120 -) × 0.9000 × 110 / 100
= 2,735,488 一円未満切り捨て

⑩変動対象資材価格計=⑧×落札率×消費税率
2,070,936 × 0.9000 × 110 / 100
= 2,050,226 一円未満切り捨て

燃料油の変動額 = ⑩ - ⑨ = -685,262 …⑪
請負額 1% = 340,200 …⑫ 一円未満切り捨て (減額分)
燃料油に関して、変動額が、請負額の1%以上のため協議対象。

請負代金額の変更の対象材料証明書

発注者

様

請負者

商号又は名称

代表者氏名

令和〇年〇月〇日付けで協議のあった請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、下記のとおり資料を提出します。

工 事 名 〇〇〇〇工事 工事番号〇〇〇〇

記

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入先	購入年月	使用した建設機械名	備考
記載例								
軽油	1・2号	L	5.000		四国石油	R3年4月	バックホー 0.6	現場内重機
軽油	1・2号	L	10.000		四国石油	R3年5月	バックホー 0.6	現場内重機
軽油	1・2号	L	15.000		四国石油	R3年6月	バックホー 0.6	現場内重機
軽油	1・2号	L	14.000		四国石油	R3年7月	バックホー 0.6	現場内重機
軽油	1・2号	L	5.000		四国石油	R3年8月	バックホー 0.6	現場内重機
軽油	1・2号	L	3.500		四国石油	R3年9月	バックホー 0.6	現場内重機
軽油	1・2号	L	2.000		四国石油	R3年10月	バックホー 0.6	現場内重機
軽油	1・2号	L	1.000		四国石油	R3年11月	15t ブル	現場内重機
		計	46.500					

(注)

1. 購入単価、購入数量等については、その内容を証明する資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。
3. 対象材料の燃料油について、全てを証明する書類の提出が出来ない場合は、監督職員と協議するものとする。
4. ~~注1の証明資料に不備があり、対象材料の確認が出来ない場合は、請負代金額の変更（単品スライド条項の適用）は出来ない。~~

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(株)〇〇建設 〇〇支店 様

秋田県知事 〇〇 〇〇

又は

〇〇地域振興局長 〇〇 〇〇

請負代金額の変更について(協議)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで協議した標記について、工事請負契約事項第25条7項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇工事 工事番号〇〇〇〇
2. 協 議 額 減額 ¥ 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税込み)
3. 確 認 調 書 別紙のとおり
4. そ の 他

部長	次長	課長	総括監督員	主任監督員	監督員

スライド調書

工事名・工事番号		〇〇〇〇工事 工事番号〇〇〇〇
工 期		自) 令和 年 月 日 至) 令和 年 月 日
①	変動額(鋼材類) (消費税相当額含む)	円
	変動額(燃料油) (消費税相当額含む)	-398,509 円
	変動額() (消費税相当額含む)	円
②	請負額の1%相当額	340,200 円
スライド額 (S) = ① + ② (消費税相当額含む)		-58,309 円

：入力

発注者作成
様式-S4'に添付

スライド変更額確認調書

〇〇〇〇工事 工事番号〇〇〇〇

請負額(税込)： 34,020,000

予定価格(税込)： 37,800,000

資材名	規格	購入年月	単位	変動前資材価格			既済部分		変動後資材価格						摘要
				数量 ①	単価 ②	金額 ③=①×②	数量 ④	金額 ⑤=④×②	A：実際に購入した金額			B：実勢価格で算定した金額			
									数量 ⑥A=①-④	単価 ⑦A	金額 ⑧A=⑥A×⑦A	数量 ⑥B=①-④	単価 ⑦B	金額 ⑧B=⑥B×⑦B	
軽油	除雪クレーナー 4.0m級 貸与	R4年1月	ℓ	4,800	144	691,200			4,800	110	528,000	4,800	108	518,400	15ℓ/h
	除雪クレーナー 13t 委託	R4年1月	ℓ	1,280	144	184,320			1,280	110	140,800	1,280	108	138,240	16ℓ/h
	除雪クレーナー 4.0m級 委託	R4年1月	ℓ	1,760	144	253,440			1,760	110	193,600	1,760	108	190,080	22ℓ/h
	除雪トラック 7.0t 貸与	R4年1月	ℓ	1,440	144	207,360			1,440	110	158,400	1,440	108	155,520	18ℓ/h
	ローリー除雪車 400PS 貸与	R4年1月	ℓ	2,800	144	403,200			2,800	110	308,000	2,800	108	302,400	35ℓ/h
	ローリー除雪車 250PS 貸与	R4年1月	ℓ	2,000	144	288,000			2,000	110	220,000	2,000	108	216,000	25ℓ/h
	排雪用ダンプトラック 10t 委託	R4年1月	ℓ	1,440	144	207,360			1,440	110	158,400	1,440	108	155,520	12ℓ/h
	除雪用バックホ 0.4m3 委託	R4年1月	ℓ	258	144	37,152			258	110	28,380	258	108	27,864	4.3ℓ/h
	ローリー除雪車 80PS 委託	R4年1月	ℓ	1,376	144	198,144			1,376	110	151,360	1,376	108	148,608	8.6ℓ/h
	ローリー除雪車 40PS 委託	R4年1月	ℓ	640	144	92,160			640	110	70,400	640	108	69,120	4.0ℓ/h
	バックホ 30PS 委託	R4年1月	ℓ	624	163	101,712			624	119	74,256	624	120	74,880	7.8ℓ/h
	ローリー除雪車 80PS 貸与	R4年1月	ℓ	688	144	99,072			688	110	75,680	688	108	74,304	8.6ℓ/h
	当初設計数量・単価														
						2,763,120					2,107,276			2,070,936	

当初設計数量・単価

受注者が協議(様式-S3'-1)に異議を申し立てた場合で、証明書類により適当な金額と認められる場合。

⑨変動対象数量の変動前価格計=(③-⑤) × 落札率 × 消費税率

(2,763,120 -) × 0.9000 × 110 / 100

= 2,735,488 一円未満切り捨て

A：実際に購入した金額

⑩A変動対象資材価格計=⑧B×消費税率 ※実際に購入した金額には落札率をかけない

2,107,276 × 110 / 100

= 2,318,003 一円未満切り捨て

B：実勢価格で算定した金額

⑩B変動対象資材価格計=⑧B×落札率×消費税率 ※実際に購入した金額を実勢価格とした部分には落札率をかけない

2,070,936 × 0.9000 × 110 / 100

+ 110 × 110 / 100

= 2,050,226 一円未満切り捨て

採用金額

⑩ 2,318,003 ※AがBを上回る場合はAを採用

燃料油の変動額= ⑩-⑨ = -417,485 …⑪ 一円未満切り捨て

請負額 1% = 340,200 …⑫ 一円未満切り捨て

燃料油に関して、変動額が請負額の1%以上のためスライド対象。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(株) 〇〇建設 〇〇支店 様

秋田県知事 〇〇 〇〇
又は

〇〇地域振興局長 〇〇 〇〇

請負代金額の変更について(通知)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで協議している標記については、以下の協議額となりましたので通知します。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇工事 工事番号〇〇〇〇
2. 協 議 額 減額 ¥ 〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇,〇〇〇,〇〇〇円

設計書	部長	次長	課長	班長					検算	担当
-----	----	----	----	----	--	--	--	--	----	----

設計書請負額及びスライド額 合算設計書

年 度：令和4年度

工事番号：〇〇〇〇

〇〇〇〇工事

第〇回変更設計書

設計書請負額 34,020,000 円 ※設計書の請負金額を記載

スライド額 -50,309 円 ※スライド調査のスライド額を記載

請負金額合計 33,969,691 円 ※設計書請負額+スライド額

(添付書類：設計書、スライド調査)

< 白紙 >